

## 川崎市立川崎病院院内感染対策委員会要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市立川崎病院における院内感染の防止を目的として、病院長の諮問に応じ、関連の諸問題を調査審議するため、院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (調査審議事項)

第2条 委員会は次の事項について調査、審議する。

- (1) 各職場における感染状況の調査及び報告に関すること。
- (2) 院内感染予防の具体的方策に関すること。
- (3) 院内感染予防対策の監視に関すること。
- (4) 院内感染予防対策の指導に関すること。
- (5) 滅菌及び消毒に関すること。
- (6) 院内の清潔保持に関すること。
- (7) その他院内感染防止のために必要と認める事項。

### (委員)

第3条 委員長は病院長が指名する。

- (1) 副委員長は委員長の推薦により、病院長が選任する。
- (2) 委員は次に掲げる部門の中から委員長が推薦し、病院長が選任する。

ア 診療部門

イ 看護部門

ウ 薬剤部門

エ 臨床検査部門

オ 医事部門

カ 管理部門

- (3) 委員は30人以内とする。

(4) 委員長は会務を総理する。

(5) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は原則として月1回開催し、その他必要に応じて委員長が招集することができる。

(1) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(2) 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、川崎病院事務局庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って決める。

附則

(施行期日)

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院院内感染対策委員会は、この要綱により運営されていたものとみなす。